

2026
春夏号

Spring / Summer
No.196

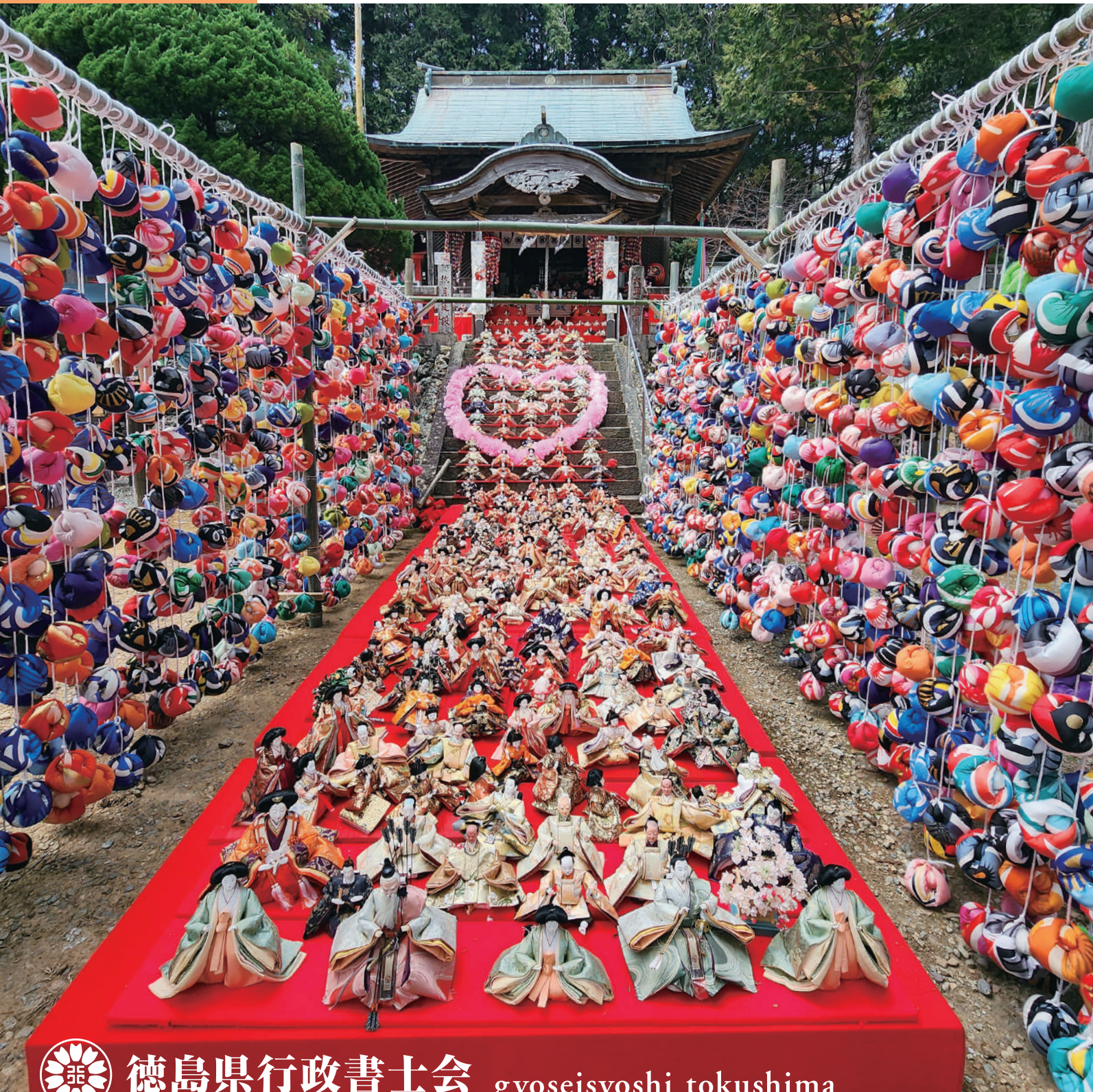
令和8年7月31日発行 第196号
年2回1月/7月発行

PICK
UP!

令和8年度徳島県行政書士会定時総会報告

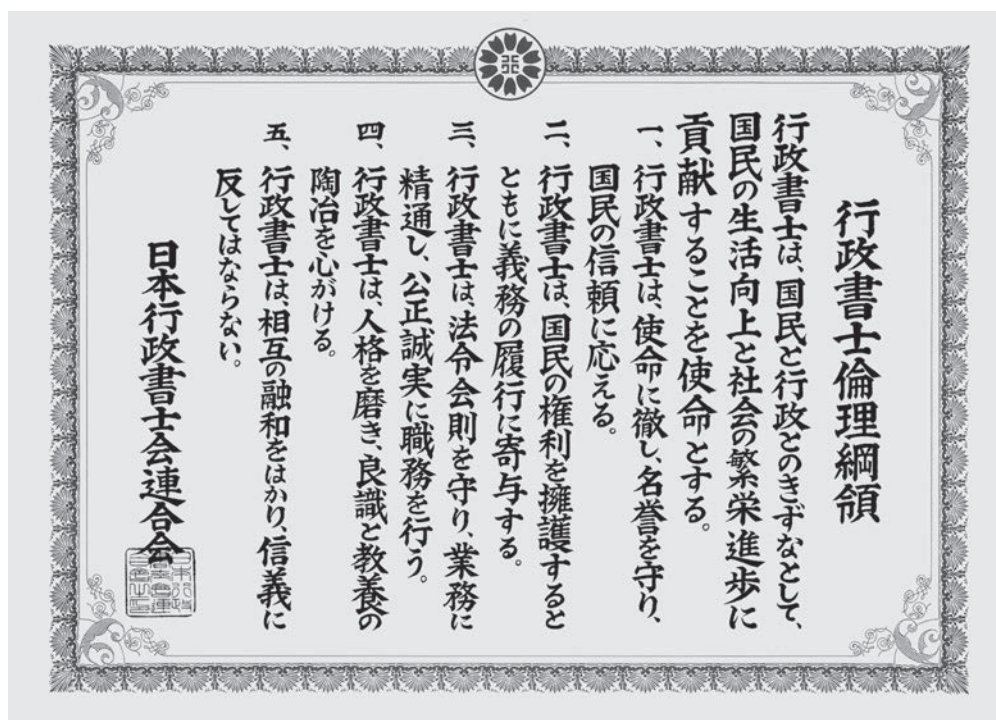
新入会員の紹介

行政書士とくしま



徳島県行政書士会

gyoseisyoshi tokushima



目 次

会長あいさつ	理事会開催報告	11
徳島県行政書士会会長 松村 和人	徳島県行政書士会会則の一部改正について	11
祝 辞	業務研修会開催報告	12
徳 島 県 知 事 後藤田正純	日行連「職務上請求書取扱責任者会議」報告	13
日本行政書士会連合会 会長 宮本 重則	日行連令和7年度全国監察担当者会議報告 (Zoom)	13
徳 島 市 長 遠藤 彰良	日行連令和8年度中央研修所全国担当者会議に参加して	14
鳴 門 市 長 泉 理彦	日行連封印取付け全国担当者会議 (Zoom)	14
徳 島 県 議 会 議 長 井川 龍二	支部だより	15
徳 島 県 議 会 議 員 仁木 啓人	新入会員の紹介	17
徳 島 県 議 会 議 員 梶原 一哉	コスモス徳島 なつだより	23
徳 島 県 議 会 議 員 福山 博史	やまびこ	24
来賓のご紹介	日本行政書士政治連盟 第46回定期大会報告	25
徳島県行政書士会定時総会報告	徳島県行政書士政治連盟定期大会報告	26
日本行政書士会連合会定時総会報告	事務局日誌	27
受章報告	会員の動静	28

表紙写真／「坂本八幡神社 さかもとおひな巡り」 提供者／楮本 あゆみ 氏

徳島県勝浦郡勝浦町にある坂本八幡神社は、嘗田別命（八幡神）を御祭神とする八幡神社です。古くから「川を渡らず、七つの石鳥居をくぐり、七つの御社を参拝すれば、中風（脳血管障害など）にならない」という伝承がありますが、この条件を満たす神社は全国的に見ても少なく、坂本八幡神社はその一つとして知られています。

参拝ルートには七つの石の鳥居があり、それぞれを通り抜けると三島社、蛭子社、八坂社、八幡社、若宮社、地神社、秋葉社の七つの御社を参拝することができます。

さかもとおひな巡りは、「勝浦ビッグひな祭り」の一環として、2月から3月にかけて境内に多くの雛人形が飾り付けられているのを見ることができます。

会長あいさつ



徳島県行政書士会会長
松村 和人

会員の皆様には、日頃より本会の運営並びに各種事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年1月1日、改正行政書士法が施行されました。今回の改正では、行政書士の使命及び職責がより明確に位置付けられるとともに、デジタル社会への対応や特定行政書士制度の充実など、社会経済情勢の変化に対応した制度の整備が図られました。行政書士制度は新たな時代を迎え、私たち行政書士に求められる役割は、ますます大きなものとなっています。

近年、行政手続のデジタル化、人口減少・少子高齢化の進展、外国人材の受入れの拡大など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そのような中、行政書士には、官公署に提出する書類の作成や許認可申請の専門家としてだけでなく、国民・事業者と行政を結ぶ身近な法律専門職として、高い専門性と倫理観を備え、社会の要請に応えていくことが求められています。

しかし、制度の価値は、法改正だけによって高まるものではありません。私たち行政書士一人ひとりが、誠実な業務を積み重ね、県民や事業者の皆様の信頼を得ること、そして、行政との信頼関係を築き、地域社会に貢献することによって、初めて制度の価値は真に高まるものと考えています。改正行政書士法の理念を、それぞれの業務の現場で実践していくこそが、今、私たちに求められているのではないのでしょうか。

本会におきましても、その理念を具体的な形で実践する取組を進めています。その一つが、本年度か

ら徳島県より受託した建設業の経営事項審査に係る窓口業務です。経営事項審査は、公共工事の入札参加資格にも関わる重要な制度であり、その窓口業務を本会が担うことは、行政書士の専門性と業務遂行能力が行政から評価され、信頼をいただいた結果であると受け止めています。

この受託は、新たな業務を担うということにとどまるものではありません。行政と行政書士会との連携が新たな段階へ進んだことを示すものであり、行政サービスの円滑な提供と県民・事業者の皆様の利便性向上にもつながるものと考えています。本会は今後も行政との対話を重ねながら、行政手続の専門家として培ってきた知見を生かし、県民サービスの向上と行政運営の円滑化に積極的に貢献してまいります。

また、本会では、会員研修の充実、関係機関との連携強化、広報活動などにも積極的に取り組んでいます。行政書士を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されますが、その変化を前向きに受け止め、会員一人ひとりが専門性を磨き、新たな課題にも柔軟に対応できるよう支援していくことが、本会の重要な役割であると考えています。

行政書士制度の発展は、会員一人ひとりの誠実な業務と不断の研鑽によって支えられています。本会は、会員相互の連携を大切にしながら、行政、関係機関、地域社会との信頼関係をさらに深め、「県民に最も身近な法律専門職」として、県民や事業者の皆様から信頼され、必要とされる行政書士制度の実現を目指して、これからも着実に歩みを進めてまいります。

結びに、会員の皆様のますますのご健勝とご活躍、そして各事務所のさらなるご発展を心よりお祈り申し上げます、ごあいさつといたします。

祝 辞

徳島県知事 後藤田 正純

本日、徳島県行政書士会の令和8年度定時総会が開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。

本県では、現在、300人を超える多くの行政書士の皆様が御活躍されており、日々、県をはじめ「官公署への提出書類」や「権利義務に関する書類」の作成などを通じ、県民の皆様の「権利・利益の実現」に貢献されています。

また、徳島県行政書士会におかれましては、会員の皆様への連絡や指導を通じ、その業務を支えるとともに、令和6年11月に開設いただいた「徳島県外国人雇用サポートセンター」において、県内企業・団体における外国人材の円滑な受入れを力強く後押しされており、県内の人材確保についても多大な御協力をいただいております。

加えて、昨年8月からは、行政手続の簡素化・効率化に向けた県の取組に対し、松村会長にオブザーバーとして御参画いただきました。「簡素化・電子化・標準化」の3つの観点のもと、各種様式の統一化やアナログ規制への対応を検討し、農地関係手続における審査体制の見直しによる審査期間の短縮や、一定条件下で省略できる書類の統一を実現することができました。

さらに、本年度からは、公共工事の入札に参加しようとする建設業者が提出する「経営事項審査申請書等」の審査業務が開始されるなど、松村会長をはじめ、行政書士会の皆様の御尽力に、この場をお借りして深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

さて、少子高齢化と人口減少が進む中、地方は今、地域の明暗がはっきりと分かれる「地方創生戦国時代」に突入しています。こうした時代を勝ち抜くため、県では10年先を見据えた総合計画に基づき、スピード感をもって「新次元の政策」を進めてまいりました。

令和8年度は、私が知事就任以来取り組んできた改革の成果を踏まえ、大胆な事業見直しや業務効率化を進め、各施策の更なる拡充と深化を図るため、過去20年で最大規模となる5,358億円の当初予算を

編成しました。

県政運営の三大ミッションである「安心度・魅力度・透明度」を更に高め、歴史・文化、自然、食、産業、そして、次代を担うこどもや人材といった「徳島の宝」を守り、育んでまいります。

そして、徳島の宝が持つ可能性を磨き上げるとともに、「渦潮戦略」で築いてきた多様な人とのつながりを生かしてその魅力を発信する「新宝島大作戦」を力強く展開し、徳島の更なる飛躍につながる施策を重点的に実施してまいります。

社会が日々変化し、様々な課題に直面する中で、多岐にわたる業務に取り組まれている「行政手続のスペシャリスト」である行政書士の皆様に寄せられる期待は、一段と高まっております。今後とも、県民の「権利・利益の実現」のため、なお一層、お力を発揮されますことを、心よりお祈り申し上げます。

結びに、徳島県行政書士会の更なる御発展と、御参会の皆様の、今後ますますの御健勝、御活躍を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



祝 辞

日本行政書士会連合会 会長 宮本重則

令和8年度徳島県行政書士会定時総会の開催にあたり心よりお祝い申し上げます。

日頃から松村会長をはじめ徳島県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜りこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の通常国会において成立した「行政書士法の一部を改正する法律」が、本年1月1日から施行されました。

昭和26年の「行政書士法」の公布から75周年という記念すべき節目の年に行政書士制度が、大きく進展する改正法が施行されたことは、誠に喜ばしい限りであります。

本会では改正法の公布以来、これをいかに社会に浸透させ確実に定着させるかを最重点課題として会員向け説明会の開催や事業者団体への周知など環境整備を進めてまいりました。今後も各单位会と連携し、改正法の円滑な施行に必要な施策を実行してまいります。

本会は今期この改正法の趣旨を踏まえ3つの視点をもって行政書士制度の発展につながる事業を展開してまいります。

一点目は行政書士業務の適正な推進です。

私たち行政書士には、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成という重要な業務が、法により規定されています。

さらに、今回の法改正により業務の制限規定の趣旨の明確化と両罰規定の整備が図られました。

行政書士が行う業務への期待が高まると同時に責任も一層強まったと言えます。

本改正を契機として、国民の権利利益を守るという観点から行政書士法に関係する団体等へのさらなる周知徹底と理解促進に努めてまいります。

二点目は、行政書士の特性をさらに伸ばし生かすことです。

5万5千人に迫る全国の行政書士は、人口カバー率が99パーセントを超え、正に地域社会に密着した存在です。この特性を最大限に生かし、使命及び職

責を全うして国民からの負託に応えていかななくてはなりません。

また、特定行政書士の業務範囲が拡大されたことにより行政不服申立て関係業務の増加が見込まれます。特定行政書士の大幅な増員を図るとともに、実務能力向上のための高度な研修プログラムの開発を進めてまいります。

併せて、組織力の強化、会員の資質向上、行政書士資格のブランド力強化などにも取り組むとともに、引き続き災害復興支援員の増員と全国的な支援体制の構築を進めてまいります。

三点目は行政書士制度の発展と持続可能な組織運営への責任を果たすことです。制度の未来を見据えた新たな取組の推進のためには、各单位会を含め持続可能な組織の運営基盤が不可欠です。

このため昨年の本会の定時総会において会費の引上げをご承認いただき、令和9年4月から適用することとされました。

会費の引上げに関しては様々なご意見があることは承知しておりますが、さらなる制度の発展のために何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、行政手続のデジタル化への対応につきましては、改正法において新たに職責規定が設けられ士業法では初めて「デジタル社会への対応」が規定されました。このことを踏まえ、引き続きデジタル庁と連携して「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」の実現に寄与してまいります。

複雑多様化する社会にあって行政書士に対する期待は、今後さらに高まるものと確信しております。

「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、単位会及び会員の皆様とともに「頼れる街の法律家」としての位置付けを確固たるものにしてまいります。

皆様方におかれましては、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、徳島県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念申し上げお祝いの言葉といたします。

祝 辞

徳島市長 遠藤彰良

本日は、令和8年度徳島県行政書士会定時総会が、大勢の会員の皆様のご参会のもと、このように盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

会長の松村様をはじめ、徳島県行政書士会会員の皆様には、日頃より、地域住民と行政の橋渡し役として、市民生活の向上と公共の福祉の増進に格別のご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。

また、徳島市では「暮らしの相談事業・行政書士相談」を実施しておりますが、この事業は、会員の皆さまのご協力なくしては成り立ちません。多くの市民の様々な問題解決に向け、適切なご助言をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、中東情勢の緊迫化が長期化する中、原油価格や物価の高騰など、様々な課題が増大し、市民生活に多大な影響を与えています。

徳島市でも人口減少に伴う少子高齢化が進み、高齢者を狙った特殊詐欺や、遺言・相続に関する相談事の増加、空き家問題など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、より住民ニーズに即した、丁寧な行政サービスの提供が求められています。

今後、ますますニーズが高まるこれらの分野において、適切に対応し、サービスの向上を図っていくためには、市民と行政をつなぐ大切な役割を担っていただいている「身近な法律の専門家」の皆様のお力添えが必要不可欠でございます。

どうか皆様におかれましては、日々積み重ねられた豊富な知見とご経験を十分に発揮していただき、誰もが自分らしく、誇りを持って住み続けることができる、徳島市のまちづくりに対し、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、徳島県行政書士会の更なるご発展と、会員の皆さま方の今後ますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

鳴門市長 泉 理彦

本日は、徳島県行政書士会定時総会が盛大に開催されますことを、心よりお祝い申し上げます。

松村会長様をはじめ、会員の皆様におかれましては、日頃から本市行政に格別のご理解とご協力を賜りますとともに、行政手の専門家として市民生活の安心と地域社会の発展に多大なるご貢献をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、市民を対象とした無料相談会を継続的に開催されるなど、市民の不安解消や権利擁護にご尽力いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

本市では、「第七次鳴門市総合計画」に掲げる将来都市像の実現に向け、市民の皆様との「共創」を基本に、持続可能なまちづくりを進めております。令和8年度は、「命と暮らしを守る力」「未来を育てる力」「支えあう力」「まちを動かす力」「心をつなぐ力」の「5つの力」を施策の柱とし、安全・安心な暮らしの確保と、未来を見据えた地域づくりに取り組んでおります。

学校給食費の無償化をはじめとする子育て支援の充実や防災・減災対策、地域の拠点となる施設整備、さらには鳴門の渦潮や大塚国際美術館などの地域資源を生かした交流人口・関係人口の拡大にも力を注いでおります。

こうした取組を着実に進めるためには、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体、そして専門士業の皆様との連携が不可欠です。行政書士の皆様には、各種許認可手続や権利義務・事実証明に関する書類作成をはじめ、相続・遺言、成年後見制度など幅広い分野において、市民や事業者に寄り添いながら行政と地域社会をつなぐ重要な役割を担っていただいております。その豊富な知識と経験は、地域課題の解決や本市の持続的な発展を支える大きな力であり、今後ますますその役割が期待される所です。

本市はこれからも、市民の皆様との「共創」を大切に、「住みたい、住み続けたいまち鳴門」の実現を目指してまいります。行政書士の皆様には、

引き続き、本市のまちづくりへの変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、徳島県行政書士会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念申し上げます、お祝いの言葉といたします。



祝 辞

徳島県議会議長 井川 龍二

若葉の緑がまぶしい季節となりました。

本日は、徳島県行政書士会定時総会のご開催、誠にありがとうございます。

本来であれば顧問として出席し、皆様に直接ご挨拶を申し上げるべきところではございますが、あいにく公務のため出席がかなわず大変申し訳なく思っております。

日頃より、松村会長はじめ会員の皆様には、各種許認可手続きをはじめ地域課題への取り組みなど、幅広い分野で県民生活を支えていただいております。

また、行政と県民をつなぐ身近な専門家として、複雑化する行政手続きの円滑化にご尽力いただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

これからも県民のみなさまに寄り添いながら徳島県の発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、徳島県行政書士会のますますのご発展と会員皆様のご健勝ご活躍を心よりお祈り申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

徳島県議会議員 仁木 啓人

新緑の候、徳島県行政書士会の定時総会が、盛大に開催されますことを、心よりお祝い申し上げます。

行政書士の皆様には、日頃より地域社会の最前線において、許認可や相続、事業承継といった実務を通じ、県民や事業者の暮らしと営みに寄り添ったご活動を続けてこられました。「街の法律家」として県民一人ひとりの判断を支えておられるそのお姿に、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、足元の経済情勢を見ますと、人手不足や原材料費の高止まり、金利環境の変化などが重なり、家計や中小事業者の経営には依然として重い負担が続いております。本県では最低賃金が高くなる幅で引き上げられてまいりましたが、賃金を実際に支払う側である事業者に対しても、県政が責任をもって同じく手厚い賃上げ支援を行わなければならないと、私は県議会の場で繰り返し訴えてまいりました。

各種の補助制度や支援策が、単に存在するだけでなく、事業者が実際に賃上げや投資へ踏み出せるものとなっているのか。制度の最前線に立ち、実務を通じて現場の実情を最もよく知っておられる行政書士の皆様のお力添えは、こうした検証と改善に欠かせないものと考えております。

本年も、県政に携わる者として、皆様からお寄せいただく現場の声を確かに受け止め、賃上げと事業継続が両立する実効性ある経済対策へとつなげてまいる所存です。行政書士会と県政とが手を携え、地域の暮らしと産業を支えていく歩みを、さらに確かなものとしてまいりたいと存じます。

結びに、徳島県行政書士会のますますのご発展と、会員の皆様のさらなるご活躍を心よりご祈念申し上げます、お祝いのごあいさつといたします。

祝 辞

徳島県議会議員 梶原 一 哉

皆さま、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、徳島県議会議員の梶原一哉と申します。本日は、徳島県行政書士会の定時総会の開催、誠におめでとうございます。

また、日頃は松村会長さんはじめ、会員の皆さまにはさまざまな場面でお世話になっています。本当にありがとうございます。

冒頭、松村会長からお話がありましたけれども、今、徳島県内では9,000人を超える外国人の方々が生活をされていまして、そうした方々の生活のサポートや、また仕事のサポートも行政書士会の皆さまに担っていただいているとお聞きしています。本当にありがたく思っています。

今、私も、徳島県の定時制、通信制の生徒さんを応援する会というのがありまして、その会長を仰せつかっています。

やはり外国人の方でも、定時制高校で学ばれ、また、夜間中学のしらさぎ中学で一生懸命、日本語を勉強しながら、この徳島の生活に慣れて貢献しようと本当に真面目に頑張っている方もたくさんいらっしゃいます。ですので、これからまたどんどん外国人の方も増えるかと思しますので、外国人の皆さまが安心して暮らせるように、皆さま方にさらなるサポートをお願いしたいと思っています。

今年1年もさまざまな場面で皆さまには大変お

世話になったと思いますが、皆さまの活動がより実り多きものになりますことを祈念申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



祝 辞

徳島県議会議員 福山 博 史

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、徳島県議会議員の福山です。

本日は、徳島県行政書士会定時総会にお招きいただき、誠にありがとうございます。日頃は松村会長はじめ、会員の皆さまに大変お世話になっています。

私から見ても、先ほど松村会長もお話ししていましたが、これから、どんどんAIが発達していきます。しかし、本当に人の痛みに寄り添ってさまざまなサポートができるのは、皆さま方かと思っています。

これからも行政、そして県民をつなぐ懸け橋となっただき、徳島県をどんどん盛り上げていってください。よろしくお願いします。本日は誠にありがとうございます。



◆来賓のご紹介

(日本行政書士会連合会会長 宮本 重則様 代理) 副会長 平岡 康弘 様

(徳島市長 遠藤 彰良様 代理) 市民文化部長 吉田 高志 様

(鳴門市長 泉 理彦様 代理) 副市長 谷 重幸 様

(徳島県司法書士会会長 内田 正和様 代理) 副会長 小川 浩司 様

(徳島県土地家屋調査士会会長 西岡 健司様 代理) 副会長 西岡 哲也 様

徳島県社会保険労務士会 会長 土橋 秀美 様

顧問弁護士 真鍋 直敬 様



令和
8

徳島県行政書士会定時総会報告

令和8年5月16日（土）午後2時30分よりサンシャイン徳島において、令和8年度徳島県行政書士会定時総会が開催された。

総会は楢本広報部長の司会で始まり、北條副会長の「開会の辞」のあと、物故会員の冥福を祈り黙祷を捧げた。

続いて、松村会長のあいさつ、徳島県行政書士会会長表彰があり、第1号表彰11名を代表して徳島南部支部 花野宝祥会員、第2号表彰4名を代表して徳島西部支部 森和義会員に表彰状が授与され、代表で花野宝祥会員より謝辞があった。

議事に移り、司会者から議長の選任について議場に諮ったところ、司会者一任の声があがり、司会者は、議長に美馬三好支部 藤岡正美会員を指名し、藤岡氏は受諾した。

議長は、副議長に徳島中央支部 板東裕実子氏を指名し、板東氏はこれを受諾した。

ここで議長から本総会の出席状況について、総構成員332名のところ、出席者は210名（うち委任状151名）であり、個人会員数の2分の1をこえる出席があるので、本総会が有効に成立している旨の報告があった。

ついで、議長は議事録署名人の指名を場内から一任されたので、2名を指名し、両氏はこれを受諾した。

続いて、議案審議に移り、次の議案について審議、採決を行った。

第1号議案 令和7年度事業経過報告

議長は執行部に対し第1号議案の提案説明を求め、松村会長による総括報告、続いて、各部、委員会の担当役員による報告があった。

第1号議案に対する質問書の提出がなかったことから審議を終了し採決を行い、賛成多数により原案どおり可決承認された。

第2号議案 令和7年度収支決算及び監査報告

賛成多数により原案どおり可決承認された。

第3号議案 徳島県行政書士会会則の一部改正案について

議長は、第3号議案については出席した個人会員の3分の2以上の同意が必要となるため、賛成者数の確認をした結果、出席者209名に対して賛成199名（うち委任状151名）であり、出席者の3分の2以上の同意があることから、原案どおり可決承認された。

第4号議案 令和8年度事業計画案について

第5号議案 令和8年度収支予算案について

賛成多数により原案どおり可決承認された。

これをもってすべての議事を終了し、議長、副議長から協力に対する謝辞があり降壇した。

続いて、松村会長のあいさつ、来賓の方々の祝辞、河野副会長の「閉会の辞」をもって定時総会の全日程を終了した。



令和
8

日本行政書士会連合会定時総会報告

報告者 副会長 笠城佳子

令和8年6月18日（木）・19日（金）の2日間、東京都港区芝公園3-3-1「東京プリンスホテル」において、令和8年度日本行政書士会連合会定時総会が開催されました。

総会に先立ち、本年度の総務大臣表彰と日本行政書士会連合会会長表彰状授与式が、総務大臣政務官ほかのご臨席のもと執り行われました。本会からは、連合会会長表彰として、麻植義樹先生、喜多直樹先生、友兼仁先生、西岡章先生が受賞の栄に浴されました。長年の功績が評価されたものであり、徳島会の一員として誠に喜ばしく、先生方の今後ますますのご活躍をお祈りいたします。

総会は午前10時45分、全国単位会から代議員269名の出席により開会されました。開会の言葉に続き、会長挨拶、来賓の祝辞、総会成立宣言、議長・副議長の選任、議事録署名人の指名、議事運営委員会の報告と続き、議案審議に入りました。

今回、議長には北海道会の菊地淳史会員、副議長には同じく北海道会の成田眞利子会員が選任され、議事が進められました。議案審議に先立ち、事前に提出された質問について、執行部の回答一覧表が配布されました。質問は、第1号議案34件、第2号議案3件、第3号議案15件、第4号議案1件、第5号議案1件でした。

本総会に提出された議案は、次のとおりです。

- 第1号議案「令和7年度事業報告」
- 第2号議案「令和7年度決算報告」
- 第3号議案「令和8年度事業計画(案)」
- 第4号議案「公益財団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金について(案)」
- 第5号議案「令和8年度予算(案)」

第1号議案「令和7年度事業報告」では、令和8年1月1日に施行された改正行政書士法の確立に向けた取組をはじめ、改正法の円滑な施行、デジタル化への対応、大規模災害時の被災者支援活動等につ

いて報告がなされました。

また、総務部、経理部、広報部、法規監察部、許可可業務部、法務業務部、国際・企業経営業務部、登録部、申請取次行政書士管理委員会、規制改革委員会、裁判外紛争解決手続き推進本部、デジタル推進本部、法改正推進本部、大規模災害対策本部、選挙管理委員会、自動車関係手続ワンストップサービス対策特別委員会、特定行政書士制度普及推進委員会、法教育推進委員会、種類別権利擁護推進委員会、行政書士制度調査室、中央研修所から、それぞれ詳細な事業報告がなされました。

第1号議案及び第2号議案は一括上程され、経理部長より決算報告書の説明が行われた後、北里佳紀監事より監査報告がなされました。その後、質疑・審議を経て採決が行われ、両議案は承認されました。

続く第3号議案「令和8年度事業計画(案)」では、改正法の円滑な施行と社会実装を最重点課題として、趣旨に沿った各種施策を通じてデジタル社会において行政書士が国民の権利利益の実現により一層貢献できる体制を構築し、行政書士の社会的評価と信頼をさらに高めることを目指す方針が示されました。審議の後、同議案は可決承認されました。

引き続き、第4号議案「公益財団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金について



(案)」、第5号議案「令和8年度予算(案)」についても審議が行われ、順次可決承認されました。

今回の総会では、令和8年1月1日に施行された改正行政書士法を踏まえ、その円滑な施行と社会実装に向けた取組が重要な柱として示されました。社会全体のデジタル化が進展し、行政手続や国民生活を取り巻く環境が大きく変化する中、行政書士には、これまで以上に専門性を高め、国民の権利利益の実現に寄与していくことが求められています。

また、大規模災害時の被災者支援、各種許認可・法務・国際企業経営分野への対応、申請取次、裁判外紛争解決手続、デジタル化への対応、特定行政書士制度の普及、法教育の推進、権利擁護、自動車関係手続のワンストップサービスなど、多岐にわたる

取組が進められていることが報告され、行政書士制度が担う役割の広がりを改めて認識する総会となりました。

「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」を今年度の活動理念に、約5万5千人の行政書士が、全国津々浦々の住民及び事業者の生活圏に根差し、身近な相談相手となることは大変意義深いことと思います。

今回の総会を通じ、改正行政書士法の施行を新たな契機として、行政書士一人ひとりがその使命と責任を改めて認識し、地域住民や事業者に寄り添いながら、より身近で信頼される専門職として社会に貢献していくことの重要性を強く感じました。



受章報告

黄綬褒章受章 徳島中央支部 入江洋行 会員

このたび多年にわたり行政書士としてその業務に精励し、地域社会の伸展に多大の貢献をされた功績により黄綬褒章を受章され、令和8年5月14日伝達式がありました。

このことは、私たち行政書士にとりまして大きな喜びであり誇りでもあります。

心からお祝い申し上げます。

理事会開催報告

本会会議室において理事会が開催され、次の議題について審議が行われ可決されました。

と き 令和8年3月23日（月）

午後1時30分～ 3時

ところ 本会会議室

1. 令和8年度定時総会議案書について
2. 令和7年度事業報告、令和8年度事業計画案について
3. 令和8年度予算案について
4. 会則の一部改正案について
5. 徳島県令和8年度経営事項審査申請書等審査業務委託について
6. その他
 - ・長期会費滞納会員等の措置について

- ・総務大臣表彰および日行連会長表彰について
- ・時季指定有給休暇による事務局閉局について
- ・令和8年度徳島県農業経営・就農支援センター運営事業における専門家の推薦・登録について
- ・行政書士法改正に伴う日行連への意見書について
- ・徳島県士業ネットワーク災害対策WGの意見交換会について
- ・避難訓練について

と き 令和8年4月17日（金）

午後1時30分～ 2時30分

ところ 本会会議室

1. 令和7年度収支決算及び監査報告について
2. 令和8年度日行連定時総会代議員について
3. 令和8年度行政書士試験実施に係る試験場責任者について
4. その他

徳島県行政書士会会則の一部改正について

報告者 企画部長 大西 伸一

日頃は、本会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和8年度定時総会にて理事会の決議参加者を疑義が生じることなく規定し、入会金・会費に関する規定（会費の金額）について変更する本会会則一部改正案を提案し、会員の皆様方のご理解とご協力のもと、承認いただきました。

次いで徳島県に認可申請し、令和8年6月11日で認可となりましたことを会員の皆様方に感謝いたしますとともに、ご報告申し上げます。

今回の会則の変更点は、以下の通りになります。

別表第1

入会金・会費に関する規定

（入会金）（略）

（会費の金額）

2. 会費は、

個人会員 1か年当り金8万4千円とする。
法人会員 1か年当り金8万4千円とする。

附 則

この会則は令和8年6月11日から施行する。

ただし、別表第1の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

なお、このたびの会則一部改正の経緯につきましては、日本行政書士会連合会会則第76条第2項の規定（会費の金額）について29年ぶりに見直しが行われたことを契機として本会においても所要の見直しを行うことといたしました。

併せて近年の物価動向や諸経費の上昇等も踏まえ、本会の安定的な運営を確保する観点から、会費の改定を行うものであります。

会員の皆様方にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

業務研修会開催報告

裁判所主任書記官による成年後見について

- と き 令和8年2月25日（水）
午後1：30～3：00
- 講 師 徳島家庭裁判所主任書記官
槇山 美緒 様
- と ころ 沖洲マリンホール
東沖洲2丁目14
沖洲マリンターミナルビル2F

自動車のOSS（登録業務）について

- と き 令和8年2月26日（木）
午後1：30～3：30
- 講 師 ヘルムジャパン株式会社
太田 祥樹 様
- と ころ 本会会議室

新規入会者研修会

- と き 令和8年3月3日（火）
午後1：30～3：30
- 講 師 松村 会長
村上・河野・北條・笠城 副会長
赤池 業務指導部長
- と ころ 行政書士会館 会議室
- 研修内容
1）会則、規則、報酬額等、その他について
2）質疑応答、懇談

外国人関連業務・入管業務セミナー（基本～実務まで）

- と き 令和8年3月13日（金）
午後1：30～3：30
- 講 師 高松出入国在留管理局
徳島出張所所長
青木 寛 様
- と ころ 本会会議室

日行連「職務上請求書取扱責任者会議」報告

報告者 総務部長 岩佐 和宏

令和8年2月6日(金)、日本行政書士会連合会主催の、「職務上請求書取扱責任者会議」がWEBにて開催され、各単位会の担当者として参加しました。

職務上請求書は、行政書士が法令に基づく業務を遂行するために住民票や戸籍等を取得する際に使用が許されている、行政書士にとっては重要な制度です。その一方で、個人情報保護に対する社会的関心が高まる中、不適正な使用は国民の信頼を大きく損ない、行政書士制度そのものの信用を揺るがしかねません。

会議では、各単位会への事前アンケートに基き、近年の不適正事案の発生状況やその背景、各単位会における管理体制の取組状況が報告されました。

また、職務上請求書の交付・保管・廃棄の管理方

法、会員への指導・研修の充実などについても説明があり、責任者として果たすべき役割を改めて確認しました。

特に強調されたのは、「職務上請求書は行政書士に与えられた特権ではなく、国民の権利利益を守るために必要な制度である」という点です。その適正な利用は、一人ひとりの行政書士の倫理観と法令遵守の姿勢によって支えられています。

徳島県行政書士会においても、会員の皆様に職務上請求書の適正使用を改めてお願いするとともに、関係法令や日本行政書士会連合会の取扱マニュアルを十分に確認し、使用目的や請求資格を常に意識した適正な運用をお願いいたします。

職務上請求書の制度は、行政書士に対する社会からの信頼によって成り立っています。不適正な使用は、本人だけの問題ではなく、行政書士全体の信用失墜につながります。一人ひとりが高い倫理感を持ち、適正な取扱いを徹底することで、国民から信頼される行政書士制度をともに守っていきましょう。

日行連令和7年度全国監察担当者会議報告 (Zoom)

報告者 監察部長 森江 大蔵

令和8年2月9日(月)、日本行政書士会連合会主催の令和7年度全国監察担当者会議に、徳島県行政書士会監察部長としてオンラインにて参加いたしました。本会議は、全国の単位会における監察担当者が一堂に会し、非行政書士行為への対応等について情報共有を行うことを目的として開催されたものです。冒頭、日行連から、今般の行政書士法の改正や、監察業務は、行政書士制度の根幹を支える重要な職務であるとの説明等がございました。非行政書士による官公署提出書類の作成、名義貸し等、各単位会において継続的な注意喚起と事案把握を行う必要があることを確認いたしました。

会議において私は、徳島県行政書士会の取組として、市役所、町役場、各警察署の窓口等に、非行政書士による違法な書類作成等を防止するための啓発パネルを設置することを進めている旨を申し上げました。これは、県民の皆様に行行政書士制度を正しく理解していただくとともに、無資格者による違法行為を未然に防ぐために有効な取組であると考えております。さらに今後は、各市町の行政手続条例を改正し、申請手続における本人確認をより厳格化していくことにより、非行政書士を自ずと排除するという意見も述べさせていただきました。

窓口段階で本人確認及び代理関係の確認を適切に行うことは、非行政書士行為の排除のみならず、行政手続全体の適正化にも資するものと考えます。違反が疑われる事案につきましては、感情的に対応するのではなく、事実関係を丁寧に整理し、証拠資料を確保した上で、必要に応じて関係機関と連携することが重要であるとの説明がありました。

各単位会からは、監察体制の整備、情報提供への対応、関係機関との情報交換、ホームページや広告物の確認方法など、実務上の課題が報告されました。地域によって会員数や相談件数、事案の傾向は異なりますが、監察担当者が孤立することなく、日行連及び他単位会と情報を共有することの重要性を再認識いたしました。

特に、初期対応の段階で記録を残すこと、情報提供者の主張と客観資料を区別すること、個人情報保護に十分留意することは、徳島県行政書士会の監察業務においても活かすべき点であると感じました。監察部長として、日常の小さな違和感を見逃さず、同時に対象者の名誉にも十分配慮し、冷静、公正、慎重な姿勢を保つことの大切さを強く感じました。

今後は、本会議で得た知見を部内で共有し、会員への丁寧な周知、研修機会の充実、相談及び苦情への迅速かつ公平な対応、疑義事案に関する記録化を進めてまいります。今回の会議を通じ、監察業務は単なる取締りではなく、我々行政書士制度の職域を守り、会員が安心して適正に業務を行うための基盤づくりであると改めて認識いたしました。以上、会議参加の報告といたします。

日行連令和8年度中央研修所全国担当者会議に参加して

報告者 業務指導部長 赤池 源史

令和8年2月13日(金) 13:30～16:30 Zoomにより中央研修所全国担当者会議が開催されました。

全国47単位会から1名ずつ担当者が出席し、徳島会からは業務指導部より赤池が出席いたしました。

冒頭には宮本重則日行連会長より、近年におけるデジタル化社会への行政書士の対応状況、VODによるオンライン研修の拡充状況などについての説明と挨拶があり、日行連出席者紹介ののち、司会進行は中央研修所 奥村拓樹所長により進められました。

■前半：単位会間での研修の共有について

○アンケート結果の報告

例：「貴会では、他の単位会に独自の研修を提供していますか。」

「はい」12単位会、「いいえ」35単位会 等のように、事前のアンケート結果をもとにして進められ、「はい」と回答した単位会については提供先の単位会等についてさらに問われ、「所属の地方協議会」10、「提携している単位会」2 という結果であったことが報告されました。「いいえ」と回答した単位会については、「将来的に提供したいと考えている」10、「他の単位会への提供は困難であると考えている」25 という結果であり、困難であると考えている単位会の理由としては、「事務作業・連絡調

整の負担増」が23で最も多く、次いで「講師の著作権・肖像権の問題」「システム上の制約」「研修内容の地域特殊性」といった理由が挙げられました。

○中央研修所サイトプラットフォームの概要説明
中央研修所研修サイトの概要、および所属単位会や他の単位会に向けた、いわゆる「動画配信サイト」としての活用方法などの説明がありました。

○事例発表——宮城会・神奈川会・熊本会

宮城会からは地方協議会へ研修を提供している取組みについて発表があり、神奈川会・熊本会からは他会に提供している研修について発表がありました。

■後半：日行連と単位会で実施する研修内容の棲み分けについて

○アンケート結果の報告

例：「日行連と単位会の研修内容について、今後は明確な役割分担（棲み分け）を意識して企画・実施すべきだと考えますか。」

この問いについては「ある程度棲み分けは必要」が24単位会「棲み分けの必要はない」が19単位会と、ほぼ回答を二分する結果となり、棲み分けに肯定的な意見としては、「法改正や倫理など、地域差がなく全国一律で学ぶべき研修」「省庁担当官や著名な学識者など、単位会では招聘困難な講師による研修」などを中央研修所が担うべきである、という意見が多数を占めました。

○意見交換

今回の会議全体を通しての質疑応答が行われ、各単位会の今後の研修への取組みについて意見交換を行いました。

日行連封印取付け全国担当者会議 (Zoom)

報告者 副会長 笠城 佳子

令和8年3月2日(月) 14時～16時で封印取付け全国担当者会議が開かれました。

日行連からは、平岡康弘副会長、関口隆夫専務理事、安野光宣許認可部長、8名の運輸交通部門員と、単位会から47名が出席し、担当者会議がZoomで開催されました。

国土交通省令第百七号 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十八条の三の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

第十三条 法第二十八条の三第一項の国土交通

省令で定める要件は、次のとおりとする。

三 運輸管理部長を運輸支局長又は二以上の運輸支局長からの委託を受けようとする者にあつては、封印の取付けの業務の実施体制その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める要件に該当すること。

封印取付け委託要領（二以上の運輸支局長からの委託に係る受託者の要件）

第3条の2 施行規則第十三条第三号の国土交通大臣が定める要件は、封印の取付け業務を広域的かつ円滑に実施することができる体制を有することとし、当該要件に該当する者は、行政書士会であつて所属会員である行政書士が第二条第五で掲げる場合に必要となる封印の取付け委託を受けようとする者とする。

封印制度の改正の概要説明と丁種封印における基本事項等の説明が確認された。

支部だより

■徳島中央支部 支部長 満村 哲司

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和8年4月24日、徳島中央支部総会が開催され、議案審議につきまして、全て賛成多数により可決承認を頂く事ができました。ありがとうございました。

報告させて頂いた令和7年度の活動についてですが、主な事業としましては、例年同様、10月の行政書士制度広報月間に伴う活動を実施させて頂きました。巡回活動は、支部役員5名にて関係各官公署60ヶ所に、パンフレット及びポスターを配布させて頂きました。また、支部無料相談会は、10月4日、10月11日の午前9時から12時までの間、ふれあい健康館にて開催させて頂き、相談件数7件で、相談内容はすべて相続でした。

会員数についてですが、令和7年度は入会者6名、転出者1名、退会者3名で令和8年3月31日現在で支部会員数108名でしたが、本年度は、記事執筆中の6月23日現在で3名が入会、2名が審査中、また、1名が新規登録予定という事で、昨年を上回る会員数になる事が予想されます。新規登録者の事務所調査時には、会や支部の行事に積極的に参加して、親睦を図るよう伝えておりますので、先輩の方々、よろしくお願いいたします。

■徳島西部支部 支部長 仁木 利典

この1年の徳島西部支部の活動を、ご報告いたします。

行政書士広報月間に合わせ、昨年9月には官公署等19ヶ所にポスター・チラシを配布し、行政書士の存在をアピールしてまいりました。また10月には、佐古・加茂・石井の3ヶ所で無料相談会を開催し、一般の方の法律・行政手続に関するお困りごとについて相談を受けました。久しぶりの盛況となり、大変充実感のある相談会となりました。相談員を務めていただいた先生方には感謝の気持ちしかございません。

同月末には、広報月間の活動にご協力いただいた

先生方の慰労も兼ねて支部懇親会を開催し、会員間の親睦を深め、業務上の情報交換を行いました。

本年4月初めには支部役員会を開催し、支部総会の段取りを整えました。

引き続き4月末には、ザ・グランドパレス徳島にて支部総会および懇親会を開催し、本会からは昨年と同じく北條副会長にお越しいただきました。

9月には、徳島南部支部と合同で研修旅行を行うことを計画しています。研修旅行を開催すること、他支部と合同で何らかの企画を行うことも、私が支部会員となつてからは初めての事です。

支部長の任期も残りわずかとなりました。大過なく勤め上げ、次の方にバトンタッチしたいと思っております。

■徳島南部支部 支部長 川崎 浩

徳島南部支部にはかつての阿南支部時代から受け継いでいる「伝統」事業が二つあります。一つは毎年6月から3か月ごとに行う支部独自の無料相談会で、年4回開催しています。もう一つは三士会と称する士業者間の親睦を兼ねた日帰り研修旅行です。

私が支部長に就任した当初は、ちょうどコロナの時期で、その間二つとも中断しておりましたが、現在無料相談会はこれまでどおりの形に復活し、三士会は完全復活とまでは行きませんが、徳島南部支部内での親睦・研修旅行としては復活しつつあります。

今秋は、淡路島への日帰り研修旅行を実施する予定ですが、いずれにしても支部会員が納めた会費からなる支部交付金を原資として行う事業の一つですから可能な限り多くの会員のために有意義なものとなるよう考える必要があります。

旅行という形での参加が難しい会員のために、「研修と親睦」を旨とする支部の「伝統」を意識しつつ、例えば鳴門・板野支部さんが開催されるような本格的な研修会はできなくても、会員にテーマを募ってこじんまりとした研修会を開くのも良いかなと思っています。

■鳴門・板野支部 支部長 谷 重 幸

行政書士会の先生方、各方面でご活躍されておられることとお慶び申し上げます。

世界中を恐怖に陥れているロシアのウクライナ侵攻は、いまだ出口が見えず、一方アメリカとイランの和平合意は少し見えてきた感じで、高騰したガソリン、不足している石油製品などが一日も早く安定した価格に戻り、市民生活が安心・安全に送れるようになりたいですね。

さて、鳴門・板野支部では、去る4月27日に鳴門市役所で支部総会を開き、各議案に満場一致で承認を得たところであります。

今年度も10月に無料相談会を各地域で開催することとしています。

毎年、無料相談会には、相続・遺言、農地関係など様々な相談に來られ幅広い活動ができています。

支部内では、お亡くなりになられた、青山先生はじめ、廃業される先生も何人かいましたが、新規で事務所を開設された先生もおられ、どんどん支部の行事に参加をしていただき活動の輪を広げていきたいと考えています。

また、昨年度になりますが、県本部の会議室をお借りし、3月29日（日）にAI講習会を開催いたしました。

研修会終了後、沖浜中国料理店桃華にて、懇親会を開催し、親睦を深めました。

本年も、テーマを絞り各方面で行政書士としての活躍の場を広げられる研修会を企画し進めて参りたいと考えております。

■阿波・吉野川支部 支部長 吉 本 健 二

日頃は、徳島県行政書士会の皆さんがたには、阿波・吉野川支部活動に対しまして、ご指導、ご支援、ご協力をいただいていることに対しまして、心よりお礼申し上げます。

阿波・吉野川支部活動として、支部総会を、令和8年4月25日に御所の郷温泉で行いました。

総会には、来賓として、県行政書士会より、副会長 笠城佳子先生、企画部長 大西伸一先生のご出席を頂き、ご挨拶を頂きました。ありがとうございました。

支部総会は、黒田先生の司会により、伊月先生の開会、吉本支部長挨拶、議長に栗原先生を選任して、

令和7年度事業報告、決算について、令和8年度事業計画、予算案について、全議案を、提案し承認をいただきました。田村先生の閉会により、終了しました。

総会には、多くの会員の皆さん方の参加をいただきありがとうございました。

総会の後、研修会を行いました。

講師として、田村先生による「ドローンについて」の講義と実演を受けました。本当に有意義な講演をしていただきありがとうございました。

研修会の後、懇親会を行い、会員の皆さん方との親睦を図ることができました。

最後に、今後の支部発展を願い、阿部先生による、一本締で総会を終わりました。

■美馬三好支部 支部長 藤 岡 正 美

令和7年度の主な支部活動といたしましては、令和7年10月の広報月間に無料相談会を三好会場と美馬会場の方で開催いたしました。例年以上に多くの皆様にご来場いただき、その多くが相続に関する相談で、地域における相談のニーズの高さを改めて認識いたしました。

また、令和8年3月には支部研修会を開催し、会員12名が参加いたしました。今回は「遺言・相続について」をテーマに、岩佐先生を講師として迎え、具体的な事例を交えた講義で、質疑応答も活発に行われ、参加者にとって実践的な学びの機会となりました。

そして、令和8年4月25日、美馬市にて 美馬三好支部総会を開催いたしました。

議案につきましては、令和7年度事業報告及び会計報告、令和8年度事業計画案及び予算案で、各議案満場一致で承認いただきました。特に、今年度の事業計画案では、多様な意見が交わされ、有意義な総会となりました。

また、懇親会では会員の皆様との交流を深めることができ、貴重な時間を共有させていただきました。支部長の大役一年目を無事に務めることができましたのも、先生方の温かいご支援、ご協力のお陰と心から感謝申し上げます。今後も支部活動に尽力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新入会員の紹介



徳島中央支部

入会日／令和8年2月1日

楠 昇

入会の動機：現在、政府は「病気の治療と就労の両立」支援を重要な政策課題としています。難病や障害を抱える当事者である私は、行政書士がその両立を体現できる職業であることを自ら示し、病気などで悩んでおられる方々に夢や希望をお届けしたいと考え、登録いたしました。

取扱業務：医療受診支援書類作成、マンション管理規約改正支援

自己PR：難病・障害の経験を活かし、福祉と法務の橋渡しに努めます。

趣味・特技：空手・筋トレ・ボランティア活動

その他：地域に根ざした相談支援に努めてまいります。



徳島中央支部

入会日／令和8年2月1日

森 啓介

入会の動機：新しい挑戦をしたいと考え、資格取得しました。

取扱業務：国際業務 他

自己PR：信頼に足る業務ができるよう、まずは多くのことを学ぶ必要があります。よろしくお願いいたします。

趣味・特技：散歩、山歩



徳島中央支部

入会日／令和8年3月1日

竹治 博

入会の動機：10年以上前から外国人に日本語の支援をしています。外国人に関連した仕事をしたいと考え、行政書士資格を取りました。

取扱業務：在留資格申請手続き

自己PR：一生懸命精進いたします。

趣味：読書

その他：在留申請を中心に、行政書士の仕事を覚えていきたいと思っています。ご指導のほどよろしくお願いいたします。



鳴門・板野支部

入会日／令和8年3月1日

多田 恵子

入会の動機：地方自治体職員として、観光・物産・イベント企画等の業務に携わりました。数年前、早期退職しNPO法人2団体の運営に携わる中で、設立や運営の実務、そこでの苦労を身をもって経験しました。

この行政・現場双方の経験を活かし、NPO法人等社会貢献組織の設立・運営支援や、旅行業関連業

務を通じて、これから法人設立を目指す方々に寄り添った支援をしていきたいと考え、入会いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。



徳島中央支部

入会日／令和8年4月2日

佐野 正代

入会の動機：定年間近になり、経験を活かしてマイペースで年齢問わず働けることに魅力を感じ、25年前に資格取得した行政書士を始めるなら体力、気力そして資金もある今だと思い、先輩行政書士の弟や家族に相談したところ「頑張ってみたら、協力する

よ」と後押しがあり、入会させていただきました。

取扱業務：障害福祉サービス事業サポート業務、遺言・相続業務（予定）

自己PR：食品公害の被害者の救済事業で、また、男女共同参画社会を推進する活動でも専門家の協力を得て支援や啓発等に取り組んできました。今後は、私自身が、お客様の要望に応えられる専門家になりたいと思いますので、諸先輩の先生方、ご指導をよろしくお願いいたします。



鳴門・板野支部

入会日／令和8年4月15日

藤本 皓己

取扱業務：遺言・相続関係

自己PR：何事にも丁寧で誠実な対応を心がけ、お客様に寄り添えるような行政書士を目指して成長していきたいと思っています。



徳島中央支部

入会日／令和8年5月1日

長谷川 泰裕

入会の動機：行政書士の業務を通じて、人の役に立ちたいと思い登録しました。

取扱業務：中小企業支援 遺言、相続、遺産分割

趣味・特技：読書

その他：分からないことが多いですが、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。



徳島中央支部

入会日／令和8年5月1日

岡野 清吾

入会の動機：警察官の実務経験を活かし、車庫証明や風俗営業許可申請を活動の基盤とし、国際業務にかかわり、就労外国人に起因する悪質ブローカー・不法滞在・行方不明事案に対して、組織犯罪対策刑

事の経験を活かすると入会した次第です。

取扱業務：車庫証明、風俗営業等各種許可申請、国際業務、交通事故後遺障害認定手続

趣味・特技：柔道4段 潜水土免許 2級船舶免許
ゴルフ・磯釣り・登山など多趣味ですが、いずれも腕前は中途半端で一流ではありません。

その他：行政書士会の皆様におかれましては、以後お見知りおきを御願ひ致します。



徳島西部支部

入会日／令和8年5月1日

阿部 紗也香

入会の動機：相続に関わる仕事をする中で、もっと専門性を磨きたいと思ったためです。

取扱業務：相続関係（遺言・相続・遺産分割）

自己PR：遺言書作成や相続手続のご負担を軽減できるよう、一生懸命努めてまいります。

趣味・特技：若い頃から、ラテン語とエスペラントの勉強を続けています。



徳島中央支部

入会日／令和8年5月15日

岡田 育大

入会の動機：再生可能エネルギー関連事業の受託業務に携わる中で、お客様から行政書士資格が必要となる業務のご依頼をいただいたことが入会のきっかけです。環境・エネルギー分野における専門知識をさらに生かし、行政手続の面からもお客様を支援し

たいと考え、行政書士として新たな一歩を踏み出しました。

取扱業務：再生可能エネルギー関連業務を中心に予定しております。環境・エネルギー分野を専門とする会計・税務事務所として培ってきた経験を生かし、許認可や各種手続についても迅速かつ丁寧な対応を心掛けてまいります。

趣味・特技：趣味は仕事です。家業は木頭で林業を営んでおり、森林や地域資源に触れる時間を大切にしています。今後も専門性を高め、地域社会と事業者の皆様のお役に立てる行政書士を目指してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



徳島南部支部

入会日／令和8年6月1日

土佐野 憲幸

入会の動機：行政書士業務を通じ、地域企業の皆様の挑戦と発展にお役に立ちたいと考え、入会しました。

自己PR：これまでの経験を生かしつつ、専門知識と実務力を磨き、誠実かつ迅速な対応を心掛けてまいります。

趣味・特技：読書・散歩。新しい知識に触れることが好きです。

その他：今後も研鑽を重ね、地域に貢献してまいります。

取扱業務：中小企業支援



徳島中央支部

入会日／令和8年6月15日

原 功一

入会の動機：行政書士試験に合格できたこと。相続関係に興味があったこと。

自己PR：会社員での経験をもとに、更なる人助けをイメージしています。分からないことだらけではありますが、コツコツとやっていきたいです。

趣味・特技：スポーツ観戦が好きです。特に野球と格闘技

その他：右も左もわからない状態ですがどうかよろしくお願いいたします。

取扱業務：遺言・遺産分割協議書作成



徳島南部支部

入会日／令和8年7月1日

吉田 稔

入会の動機：私は現在、自動車整備工場の役員をしております。自動車関係の業務を遂行するにあたり、行政書士業務と密接な関係があることから、今回入会させていただくことになりました。

取扱業務：自動車登録業務

自己PR：学生時代の平成元年1月に行政書士試験に合格したものの、そのまま、県内の金融機関に平成2年4月に就職しました。金融機関に33年勤務した後、令和5年8月より自動車整備工場に勤務し、役員をしております。

以前は金融機関を60歳で退職後、開業する夢を抱

いた時期もありましたが、少し早まりました。

当面は自動車業界に係わる業務をメインとして活動したいと考えています。自動車販売店や整備工場では、長年にわたり、車両販売時の顧客サービスの一環として、新規登録・名義変更・抹消登録・車庫証明など、さまざまな行政手続きのサポートを慣例的に行ってきた経緯があります。

行政書士法改正を機に、コンプライアンスも踏まえ当事務所が受け皿になることができればと考えています。

趣味・特技：特筆すべきものはありませんが、お酒少々、ゴルフ少々。

その他：お忙しい中、親切にご指導頂きました岩佐和宏先生、川崎浩先生をはじめ行政書士会の皆様には、心から感謝申し上げます。

実務経験の浅い自分でありますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



徳島南部支部

入会日／令和8年7月15日

湯浅 美紀

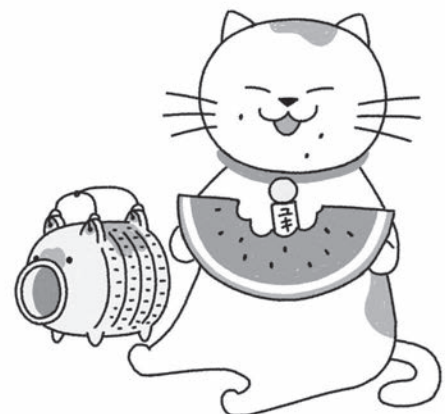
入会の動機：徳島南部支部の湯浅美紀です。

行政書士試験に4回目で合格し、このたび登録いたしました。

古物商許可を中心に業務に取り組むとともに、行政書士試験受験生向けの情報発信にも力を入れていきたいと考えています。

一つひとつのご相談に丁寧に向き合い、信頼していただける行政書士を目指してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。





徳島南部支部

入会日／令和8年7月15日

上原 徹也

入会の動機：地方自治体で培った行政経験を活かし、今後は「身近な街の法律家」として、地域住民や事業者の皆様を直接サポートしたいと考え、入会いたしました。

取扱業務：各種許認可申請、補助金申請など、行政手続に関するご相談

自己PR：地方公務員として、税務、入札・契約、商工業振興など、行政の基幹業務に幅広く従事してまいりました。

行政側の視点や手続きの仕組みを熟知している点が私の強みです。これまでの公的機関および民間での実務経験を活かし、お客様を迅速かつ的確にサポートできるよう尽力いたします。

一日も早く皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

趣味・特技：自宅トレーニング、読書、音楽鑑賞、AIツールの活用・デジタル環境の構築



徳島中央支部

入会日／令和8年7月15日

本間 幹啓

入会の動機：初めまして、徳島中央支部に所属することになりました本間幹啓（ほんま もとひろ）と申します。

大阪・静岡でサラリーマンをしていましたが、法律に関わる仕事に憧れて行政書士になりました。

自己PR：几帳面な性格だと言われますが、人生は「塞翁が馬」と大雑把に考えています。勉強は苦手ですが、最新の知識に触れるためにも法律の勉強は続けたいと思っています。

足を運び手を動かすことを忘れずに実務に取り組み、コミュニケーションを大切に、なるべくワンストップの仕事を提供できるようにしたいです。そして、街の法律家として、地域の皆様に頼りにされる行政書士になりたいと思います。

誠心誠意一生懸命働きますので、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞ何卒宜しくお願い申し上げます。





公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター

コスモス徳島

なつだより

報告者 徳島県支部長

村上 正志

成年後見制度がこの度の民法改正により大きく見直されようとしております。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない人を支援し、財産管理や契約などを本人に代わって行う制度として、2000年にスタートしました。しかし、制度を利用すると原則として本人が亡くなるまで後見が続くことや、後見人に広い権限が与えられることから、本人の自己決定権が十分に尊重されていないという課題が指摘されてきました。

また、遺産分割や不動産売却など、一時的な支援だけを必要とする場合でも制度を終了できず、利用しにくいという問題もありました。今回の改革で最も大きな変更点は、「後見」「保佐」「補助」という三つの類型を見直し、「補助」を基本とした制度へ一元化することです。

これまでの制度では、本人の判断能力の程度によって類型が決められ、それぞれ権限も異なっていました。しかし、新制度では本人に必要な支援だけを個別に設定する仕組みとなり、「必要なことだけを支援する」という考え方が重視されます。例えば、不動産の売却や遺産分割だけを代理してもらうなど、目的に応じた支援が可能になります。

さらに、制度の利用期間も大きく変わります。従来は一度利用すると原則として本人が亡くなるまで制度が続いていましたが、改正後は必要な支援が終われば家庭裁判所の判断によって制度を終了したり、権限を縮小したりすることができるようになります。これにより、「実家を売却する間だけ」「遺産分割が終わるまで」といった目的に応じた利用がしやすくなると期待されています。

また、本人の意思を尊重する考え方も一層強化されます。これまでの制度では、本人を保護することが重視される一方で、本人が自ら選択する機会が制限される場面も少なくありませんでした。改正後は、本人の希望や生活状況をできる限り尊重し、必

要最小限の支援にとどめることが基本となります。これは、国連の障害者権利条約の理念にも沿った考え方であり、「本人中心」の支援へ転換することを意味しています。

一方で、新制度には課題もあります。本人ごとに代理権や同意権の内容を細かく設定するため、家庭裁判所や後見人にはこれまで以上に高度な判断が求められる事となるでしょう。

また、福祉、医療、法律の専門職が連携しながら本人を支える体制づくりも重要になります。制度が柔軟になる反面、運用が複雑になる可能性もあり、制度を十分に理解した専門職の育成や国民への周知が欠かせません。

今回の成年後見制度改革は、「保護する制度」から「本人の意思を尊重しながら必要な支援を行う制度」へと大きく転換する改革であると言えるでしょう。高齢化が進み認知症の人が増加する日本では、成年後見制度を必要とする人は今後さらに増えると予想されております。そのため、一人ひとりの状況に応じて柔軟に利用できる制度へ見直されたことは大きな意義があると考えられますが、制度がより良いものになるためには、法律の改正だけでなく、家庭裁判所や専門職、地域の支援機関が連携し、本人の尊厳と自己決定を支える運用を実現していくことが重要であると思われます。

コスモス成年後見サポートセンター徳島県支部においても、現会員の意識の変革や新しい制度の理解を深めながら、後見制度に関わっていけるように切磋琢磨していくことが求められていると思われます。

やまびこ

徳島県行政書士政治連盟 PR

報告者 徳島県行政書士政治連盟 副会長 北條 伊織

1. 活動報告にあたって

会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より徳島県行政書士政治連盟の活動に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度は、行政書士制度にとって大きな節目となる一年となりました。令和7年6月に「行政書士法の一部を改正する法律」が成立し、令和8年1月1日から施行されています。行政書士制度が創設75周年という節目を迎えた年に実現した今回の法改正は、行政書士制度の更なる発展に向けた大きな一歩であり、私たち行政書士にとっても大変意義深いものであります。

2. 政治連盟活動の経過と成果

行政書士政治連盟は、行政書士制度の充実及び発展並びに行政書士の社会的・経済的地位の向上を目的として活動しており、決して特定の政党や個人の政治活動を目的とするものではありません。行政書士制度の維持・発展を図り、国民の権利利益の実現と行政の円滑な運営に寄与するための活動を行うことを基本理念としております。

昨年度は、県内において各市町長選挙や市町議会議員選挙が執行されるとともに、国政においても重要な選挙が行われました。当政治連盟では、行政書士制度に理解を示し、制度の充実や法改正に協力いただける候補者について、公正かつ総合的な判断のもと推薦を行い、行政書士制度の発展に資する政治活動を進めてまいりました。

昨年度成立した行政書士法改正では、行政書士の使命及び職責が法文上明確に位置付けられたほか、「デジタル社会への対応」が士業法として初めて努力義務として規定されました。

また、特定行政書士の業務範囲の拡大、非行政書士による違法業務を排除する規定の明確化、さらには法人に対する両罰規定の整備など、行政書士制度の信頼性を高める重要な改正が盛り込まれています。

これらの改正法は、議員立法として提出され、国会では幅広い理解を得て成立いたしました。その背景には、日本行政書士政治連盟をはじめ全国の政治

連盟や行政書士会が長年にわたり積み重ねてきた制度改正運動や関係機関への要望活動があり、その成果が結実したものと考えています。

徳島県においても、行政書士制度の周知活動や制度改正への理解促進、非行政書士排除推進の取組について、徳島県行政書士会と連携しながら活動を継続してまいりました。県内市町村において非行政書士排除推進パネルの設置が進み、行政書士制度の適正な運用について理解が広がりつつあることは、こうした地道な活動の成果の一つであると感じています。

近年は人口減少や地域経済の活性化、デジタル化の推進など行政を取り巻く環境が大きく変化しており、行政書士には従来にも増して専門性と公共性が求められています。私たち一人ひとりが法令遵守を徹底するとともに、不断の研鑽を積み重ね、新たな制度やデジタル社会に対応できる能力を身に付けることが、国民からの信頼につながるものと考えております。

3. 行政書士制度の更なる発展に向けて

政治連盟の活動は、すぐに成果が見えるものではありません。しかしながら、行政書士制度の維持・発展や職域の確保・拡大は、これまで諸先輩方が長年にわたり積み重ねてこられた政治活動の成果であり、今回の行政書士法改正も、その積み重ねが実を結んだものといえます。

今後も、改正法の趣旨を十分に踏まえ、行政書士としての使命と職責を自覚し、国民の権利利益の実現に寄与するとともに、行政書士制度の更なる発展に向けて政治連盟としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

そのためには、一人でも多くの会員の皆様に政治連盟の活動趣旨をご理解いただき、ご参加・ご協力を賜ることが不可欠です。会員一人ひとりの力が組織の力となり、制度の充実、職域の拡大、さらには行政書士の社会的地位の向上へとつながります。

引き続き徳島県行政書士会と連携を図りながら、行政書士制度の更なる充実と発展のため活動が続けてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本行政書士政治連盟

令和 8 年度 第46回定期大会報告

報告者 徳島県行政書士政治連盟 幹事長 村上 正志

令和 7 年 6 月 19 日（金）午前 10 時より東京都港区芝公園の東京プリンスホテルに於きまして、第 46 回日本行政書士政治連盟定期大会が開催されました。

開会のことばに続き日政連常任会長の挨拶があり、法改正を成し得た結果、デジタル社会における行政書士の役割や特定行政書士の会員参加の拡大による今後の司法参加への道筋を確保する等、たくさんの課題解決に向かって法改正の必要性を訴える事が重要であるとの言葉がありました。

その後、代議員 181 名中 174 名の出席報告があり、大会成立宣言がされ本定期大会は有効に成立した旨、司会者から報告された。続きまして、議長及び副議長の選任に続き議事録署名人が司会者から指名がされ、署名人の承諾があった。

その後、議事運営委員会委員長から議事運営報告がされた後、議案審議に入りました。

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告について

第 2 号議案 令和 7 年度決算報告について（監査報告）

第 3 号議案 日本行政書士政治連盟規約の一部改正について

第 4 号議案 令和 8 年度運動方針（案）について

第 5 号議案 令和 8 年度収支予算（案）について

第 6 号議案 役員の選任について

第 1 号議案について再質問がありましたが、議長が決議について議場に諮ったところ異議なしとの声がありこれにより可決確定しました。

第 2 号議案についても再質問がありましたが、議長が決議について議場に諮ったところ異議なしとの声がありこれにより可決確定しました。

第 3 号議案は、特別決議による賛成を必要とするために賛成者の挙手を求め結果、賛成多数により可決確定しました。

第 4 号議案について審議の結果、議長が決議について議場に諮ったところ異議なしとの声がありこれにより可決確定しました。

第 5 号議案について審議の結果、議長が決議について議場に諮ったところ異議なしとの声がありこれにより可決確定しました。

第 6 号議案について補欠幹事の選任案審議の結果、議長が決議について議場に諮ったところ異議なしとの声がありこれにより可決確定しました。

これをもちまして議案審議が全て終了しました。

その後、議長及び副議長の退任挨拶の後、議事運営委員会委員長からの挨拶があり、閉会のことばで定期大会は終わりました。

以上をもちまして、令和 8 年度日本行政書士政治連盟定期大会の報告とさせていただきます。



令和
8

徳島県行政書士政治連盟 定期大会報告

令和8年5月16日（土）午後1時30分よりサンシャイン徳島において、令和8年度徳島県行政書士政治連盟定期大会が開催された。

大会は泉幹事の司会により進められ、中川副会長の「開会の辞」、松村会長のあいさつがあった。

司会者から議長選出の方法について場内に諮ったところ、司会者一任の声があったので、司会者は議長に徳島西部支部 森和義氏、副議長に徳島南部支部 岩佐和宏氏を指名し、両人はこれを受諾した。

議長より構成員188名中、出席者は134名（うち委任状88名）であり、構成員の過半数の出席があるので本定期大会が有効に成立している旨の報告があった。

議長から議事録署名人の選任方法について場内に諮ったところ、議長一任の声があったので、議長は2名を指名し両人はこれを受諾した。

続いて議案審議に移り、次の議案について審議、採決を行った。

第1号議案 令和7年度活動経過報告について

第2号議案 令和7年度収支決算報告及び承認並びに会計監査報告

議案審議に入る前に議長は、第1、第2号議案は互いに関連があるので、一括審議としたい旨を会場に諮り了承を得た。

賛成多数により原案どおり可決承認された。

第3号議案 令和8年度運動方針案について

第4号議案 令和8年度収支予算案について

議案審議に入る前に議長は、第3、4号議案は互いに関連があるので、一括審議としたい旨を会場に諮り了承を得た。

賛成多数により原案どおり可決承認された。

これをもって全ての議事を終了し、議長、副議長より協力に対する謝辞があり降壇した。

この後、北條副会長の「閉会の辞」をもって、令和8年度徳島県行政書士政治連盟定期大会の全日程を終了した。



政連事務局日誌

- | | |
|----------|------------------------------|
| 令和8年4月9日 | ・会計監査（於本会会議室）開催 |
| 4月17日 | ・幹事会（於本会会議室）開催 |
| 4月23日 | ・日政連幹事会（於東京）開催 松村会長出席 |
| 5月16日 | ・令和8年度定期大会（於サンシャイン徳島）開催 |
| 6月19日 | ・日政連定期大会（於東京）開催 松村会長、村上幹事長出席 |



事務局日誌 2026.2 ~ 7

徳島県行政書士会

◆ 2月

- 2日・友好団体懇談会（於ザ グランドパレス）開催 大西部長 出席
- 4日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
- 6日・日行連職務上請求書関係事務取扱責任者会議（Zoom）開催 岩佐部長 出席
- 9日・申請取次管理委員会（於本会会議室）開催
日行連令和7年度全国監察担当者会議（Zoom）開催 森江部長 出席
- 13日・日行連令和7年度中央研修所全国担当者会議（Zoom）開催 赤池部長 出席
- 20日・行政書士記念日 電話無料相談（於本会会議室）開設
- 25日・業務指導部実務研修会（於沖洲マリンターミナルビル）開催
- 26日・業務指導部実務研修会（於本会会議室）開催
- 27日・災害WG令和7年度第2回意見交換会（於徳島弁護士会館） 森理事 出席

◆ 3月

- 2日・日行連封印取付け全国担当者会議（Zoom）開催 笠城副会長 出席
- 3日・新規入会者研修会（於本会会議室）開催
- 4日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
- 9日・部長会（於本会会議室）開催
- 13日・業務指導部実務研修会（於本会会議室）開催
- 23日・理事会（於本会会議室）開催 避難訓練実施

◆ 4月

- 1日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
- 9日・決算監査（於本会会議室）開催
- 17日・理事会（於本会会議室）開催
- 22日～23日・日行連理事会（於東京）開催 松村会長 出席
- 24日・徳島中央支部総会（於パークウエストン）開催
徳島南部支部総会（於ホテル石松）開催
- 25日・徳島西部支部総会（於ザ グランドパレス）開催
美馬三好支部総会（於四季料理森友）開催
- 26日・阿波・吉野川支部総会（於御所の郷温泉）開催
- 27日・鳴門・板野支部総会（於鳴門市役所本庁舎）開催

◆ 5月

- 11日・正副会長会（於本会会議室）開催
- 13日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
- 16日・令和8年度定時総会（於サンシャイン徳島）開催

◆ 6 月

3 日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
 18～19 日・令和 8 年度日行連定時総会（於東京）開催 松村会長、村上・笠城副会長 出席
 22 日・広報部会（於本会会議室）開催

◆ 7 月

1 日・行政書士会無料相談所（於本会会議室）開設
 15 日・グローバルキャリアフェア（於四国大学交流プラザ）開催
 赤池部長、山田理事 出席
 16 日・日行連理事会（於東京）開催 松村会長 出席
 22 日・広報部会（於本会会議室）開催
 24 日・日行連四国地方協議会定時総会（於香川）開催
 31 日・災害WG令和 8 年度第 1 回意見交換会（於徳島県庁会議室）開催 森理事 出席

会員の動静【2 月～ 7 月】

入 会

■新規登録

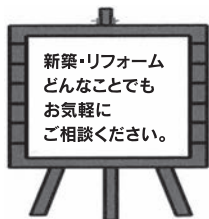
楠 昇	徳島中央支部	R 8. 2. 1
森 啓介	徳島中央支部	R 8. 2. 1
竹 治 博	徳島中央支部	R 8. 3. 1
多田 恵子	鳴門・板野支部	R 8. 3. 1
佐野 正代	徳島中央支部	R 8. 4. 2
藤本 皓己	鳴門・板野支部	R 8. 4. 15
長谷川泰裕	徳島中央支部	R 8. 5. 1
岡野 清吾	徳島中央支部	R 8. 5. 1
阿部紗也香	徳島西部支部	R 8. 5. 1
岡田 育大	徳島中央支部	R 8. 5. 15
土佐野憲幸	徳島南部支部	R 8. 6. 1
原 功一	徳島中央支部	R 8. 6. 15
吉田 稔	徳島南部支部	R 8. 7. 1
湯浅 美紀	徳島南部支部	R 8. 7. 15
上原 徹也	徳島南部支部	R 8. 7. 15
本間 幹啓	徳島中央支部	R 8. 7. 15

退 会

樫山 憲法	徳島中央支部	R 8. 3. 31
田村 忠之	徳島南部支部	R 8. 3. 31
水本 宏	鳴門・板野支部	R 8. 3. 31
藤原 茂輝	美馬三好支部	R 8. 3. 31
松浦 寛	美馬三好支部	R 8. 3. 31
久米川あゆみ	徳島西部支部	R 8. 7. 1 単位会変更

法人届出

行政書士法人福田事務所 鳴門・板野支部 R 8. 4. 23



住まいのホームドクター
(株)C.Dナカタ 一級建築士事務所

〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字向65-2
TEL(088)697-3910

徳島県行政書士会
指 定 店

はんの三ヨシ

徳島県知事賞受賞 1級彫刻士
全国技能士会連合会 マイスター

徳島市中洲町1丁目70-2
TEL.652-9351 FAX.652-9399

「行政書士とくしま」の広告を募集しております

会員の皆様のご協力を是非お願いします。



1回分 5,000円

編集後記

行政書士とくしま2026年春夏号を無事発刊することが出来ました。協賛広告をいただいた皆様、並びに編集・発行にご協力いただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

さて、今年も地震や台風による大雨等自然災害が発生しています。自然災害は、いつ発生するかわからないため日頃から備えておくことが大切です。昨年私は、建設業BCP作成の依頼を受け、徳島県の防災・減災マップを見る機会があったのですが、自宅付近の津波浸水想定とか避難所の場所は大体把握していたのですが、事務所付近はほぼノーマークでした。とりあえず、近くの科学技術高校か障がい者交流プラザへ避難すれば良いと思っていたのですが、防災・減災マップを見ると多数の緊急避難場所があることが分かりました。

備えあれば憂いなしです。徳島県防災・減災マップで検索出来るので、是非一度確認されることをお勧めします。

(広報部員 大原 浩一郎)

書籍・雑誌・新聞印刷出版

原田印刷出版株式会社

徳島市西大工町4丁目5
電話 (088) 622-2356
e-mail: haradapp@khf.biglobe.ne.jp

ソーレ・インターナショナル保育園

企業主導型保育園



藍住園

北島園

三軒屋園

脇町園

●お問い合わせ・お申し込み先
受付時間 / 午前9時～午後6時 (月～金)

●各国日々の保育風景や園児の笑顔
などをご覧いただけます

0800-500-0555



Instagram
Follow Me!!
@sole_hoikuen



公益社団法人

コスモス成年後見サポートセンター

徳島県支部 コスモスとくしま



不動産その他の取引、相続など、様々な業務の局面で成年後見に関わるようになってきました。

コスモスとくしまでは県内各所で定期的に相談会を行い、また任意後見人・成年後見人などとして活躍しております。

成年後見に関するご相談など、お気軽に会員まで また、入会のお問い合わせ等もお待ちしております

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目1番地8 徳島県行政書士会内 Tel. 088-679-4440 Fax. 088-679-4443

<http://www.cosmos-sc.or.jp> <http://cosmos-tokushima.jimdo.com>



世界の洋ラン年中満開 あんみつ館

(株式会社河野メリクロン直営施設)

営業時間/午前8時30分～午後5時 (定休日毎週水曜日・年末年始休み) ※詳しくはお問合わせください

フリーコール 0120-53-1187 FAX 0883-52-5257

IP電話をご利用の方・時間外の方は (0883)-53-1187 <https://www.anmitsukan.jp/>

〒779-3604 徳島県美馬市脇町大字北庄551-2 (徳島自動車道脇町インターより車で5分)



新入会員募集中!

不動産業の開業はハトマークの宅建協会で

開業・業務の様々なお悩みをサポート
あなたの夢を全力で応援します

不動産業界会員数No.1 選ばれるのには理由があります

●免許申請サポート ●開業資金軽減 ●各種研修会・講演会
●法律・税務相談 ●レインズ・物件検索サイト利用 ●契約
書等書式ダウンロード ●宅建士賠償責任保険 ●手付金保証・
保管制度 ●その他

お気軽に
ご相談
ください



不動産に関する
無料相談

売買・賃貸・空き家等
あなたの悩みや疑問に
お答えします。
まずは、お電話ください。

とき: 毎週金曜日
(第5・祝日除く)
午後1時～4時

公益社団法人 徳島県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会徳島本部

徳島市万代町5丁目1-5 (徳島県不動産会館)
TEL.088-625-0318 FAX.088-625-3669
<http://www.tokushima-takken.jp>

会報 第196号 令和8年7月31日発行

行政書士とくしま

発行所 徳島県行政書士会
会長 松村和人
編集人 広報部長 榎本あゆみ
印刷所 原田印刷出版株式会社